# 委 託 契 約 書

委 託 名 称 空調設備等保守管理業務委託

委 託 金 額 <u>年額 円</u>

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 \_\_\_\_\_円

委 託 期 間 令和3年6月18日から令和4年3月31日まで

委 託 場 所 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 4 5 - 1 1 2

契約保証金 免除

上記委託業務について委託者 福 島 県 (以下「甲」 という。) と 受託者 (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

## (委託業務の履行)

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもとに別紙1委託仕様書(以下「仕様書」という。)に定められたところにより委託業務を履行しなければならない。

### (受託者の善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければならない。特に従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責を負うとともに 甲が不適当と認める従業員を業務に従事させてはならない。

### (誠実履行の原則)

第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互い に信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

#### (債権譲渡の禁止)

第4条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供 してはならない。ただし、甲の書面による承諾があった場合は、この限りではない。

# (一括再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務の全部を一括して、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。 (履行の確認及び補正)
- 第6条 乙は、仕様書に定めるところによる作業実績により甲に報告しなければならない。 甲は当該点検及びその他の方法により業務内容の是非を確認し評価しなければならない
- 2 前項の確認の結果乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業 務内容の補正を命ずるものとする。

#### (契約金額の支払)

- 第7条 甲は契約金額を別紙2支払内訳書により支払うものとする。
- 2 乙は、業務内容について、前条の確認、評価の結果適正であるとされたときは、請求

書を甲に提出するものとする。

- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払うものとする。 (損害賠償)
- 第8条 委託契約期間内に乙の責に帰すべき事由により盗難、損傷、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。但し天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により生じた損害はこの限りではない。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第9条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに委託業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに委託業務を完了する見込みがあると認めるときは、 こから遅延利息を徴収して当該期限を延長することができる。
- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、 当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。
- 3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、委託金額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由により、第7条の規定よる委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、委託料の額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いの請求をすることができる。
- 5 第1項及び前項に規定する遅延利息の額の計算につき第3項及び前項に規定する年当 たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の解除)

- 第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - 一 乙の責に帰すべき事由により契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込がない と認められるとき。
  - 二 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
  - 三 乙がこの契約に違反したとき。
  - 四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

- 五 乙 (乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは庁舎等維持管理業務等の契約を締結する事務所の代表者をい う。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認 められるとき。
  - 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の 相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して 当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に 対し30日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。
- 3 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は 契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲 に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。た だし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、 この限りでない。
  - 一 前条第一項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
  - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務に ついて履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
  - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人

- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律 第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により、甲が前条の規定により 契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に委託期間の初日から甲が契約解除の通 知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日)までの期間 の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加え た金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(談合による損害賠償)

- 第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第8条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月8日付け公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。
  - 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - 二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定 による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
  - 三 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、 甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、 その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければな らない。

(個人情報の保護)

第 13 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(秘密の保持等)

第 14 条 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。又、乙と乙の従業員、又は従業員間の紛争等による影響を甲に与えてはならない。

(光熱水費等)

第15条 乙の業務履行に伴う光熱水費は甲の負担とする。

(補則)

第 16 条 この契約に定めのない事項については必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものと する。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

令和3年6月 日

委託者(甲)

住 所 南相馬市原町区萱浜字巣掛場 4 5 - 1 1 2

氏 名 福島県

福島県立テクノアカデミー浜校長 添田 光典

受 託 者 (乙)

住 所

氏 名